

区民 各位

令和4年 7月15日
豊城町区長 松村 輝雄

豊城町区 規約の一部改定 について

平素は区行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、当自治会は「よりよい社会生活目指す」ため市の認定を受けた「みなし法人」で豊城町区規約にそって運営されています。規約は時代状況に合わせ何度か改定されていますがここ10年程改定しておりません。今回、役員で規約の見直しをした結果として下記2点の改定を提案をさせていただきます。

記

1、総会開催条件の改定(案) 規約第16条

令和2年～4年の総会はコロナ禍のため感染対策で書面議決となりました。なかなか収束の
見えないコロナ感染症です。今後の総会はコロナ禍を教訓にいろいろな感染症対策のひとつ
として、区民会館収容人数を考慮したうえでの、「人と人との間隔をある程度保ちながらの総会」
とします。

2、役員・機関(会議体)の改定(案) 規約第11・15・19・21条 他

役員、機関(会議体)を見直し、機能していない役職名、機関と役割を削除、現在の
機関(会議体)を追加し、またその役割も記載しました。

1、2、の改定内容は※別紙 対比表をご覧ください。

なお、「規約の改定は総会の承認を必要とする」と規約に規定されていますので本来なら臨時総会を
開催してご承認をいただくわけですが、コロナ禍であることから書面議決とさせていただきます。

お手数ですが下記議決書に「同意します」か「同意しません」のどちらかを選択の上、ご提出を
お願い致します。ご提出がない場合は1、2とも「同意します」とみなします。

*別紙対比表は改定のうえでの抜粋した主な条文です。

*詳細は7月15日 [豊城町区規約(案)]全文を回覧しますのでご覧ください。

*提出方法 組員⇒組長⇒班長⇒担当役員、もしくは最寄りの役員
8月15日まで届けて下さい。

-----切り取り-----

書面議決書

次のとおり議決に関する権限を行使します。

- | | | |
|--------------------|-------|--------|
| 1、総会開催の条件改定(案) | 同意します | 同意しません |
| 2、役員・機関(会議体)の改定(案) | 同意します | 同意しません |

*1、2の改定(案)について「同意します」「同意しません」の
どちらかに○をつけて下さい。

月	日
班	組

氏 名

現規約と改定(案)規約の対比

R4・7・15

1、第16条 総会開催の条件改定

現規約
(総会)

第16条 総会は、区の最高議決機関で、第11条に規定する役員、顧問および区に居住する世帯主又はその代理者をもって構成する。
2 総会に出席できない世帯主又はその代理者は、他の世帯の出席者にその表決権を書面をもって委任することができる。

改定(案)
(総会)

- ・総会開催条件の追加
- ・顧問も役員に含める

第16条 総会は、区の最高議決機関で、第11条に規定する役員および区に居住する世帯主又はその代理者をもって構成する。
但し、第11条に規定する役員全員(班長、班会計は組長と重複するため除外)と各団体代表をもってこれにかえることができる。
*団体(民生児童委員、防犯委員、青少年育成推進員、健康推進員、社会体育推進員、神社総代、生涯学習推進員、女性防火クラブ、交通指導員、消防団員)
2 総会に出席できない上記構成員は、他の出席者にその表決権を書面をもって委任することができる。
3 総会の資料は全区民に配布し、組長は要望・意見を取りまとめ本部役員に提出する。

2、役員・機関(会議体)の改定

現規約
(役員、顧問)

第11条 区に次の役員を置く。
(1)区長(2)区長代理(3)書記(4)会計 (5)環境指導員
(6)会館管理員(以上各1名ずつ)(7)会計監査委員 3名
(8)班長 班数(9)班会計委員 班数(10)班環境委員 班数
(11)組長 組数(12)評議員
2 評議員のうち1名を評議員長とする
3 区に顧問若干名を置く。なお顧問の任期は特に定めない。

第15条 区に次の機関を置く。
総会・組長会・班長会・環境委員会・会計委員会・評議員会・役員会

第19条 組長会議は総会につぐ議決機関であり…以下省略

第21条 役員会は随時必要がある時は…以下省略

改定(案)
(役員)

- ・顧問も役員に含め、任期は13条に移行
- ・班環境委員の削除
- ・2項追加 本部役員
- ・3項追加 班役員
- ・*合同役員会構成を別記
- ・組長会・班長会・環境委員会・会計委員会を削除
- ・役員会を本部役員会と合同役員会とする

・実態のない役員・機関(会議体)の削除と現行機関の追加

第11条 区に次の役員を置く。
(1)区長(2)区長代理(3)書記(4)会計 (5)環境指導員
(6)会館管理員(以上各1名ずつ)(7)会計監査委員 3名
(8)評議員 5～9名(9)顧問 若干名(10)班長 班数 (11)班会計 班数
(12)組長 組数
2 (1)～(6)を本部役員という。 * (1)～(9) で
3 (10)～(12)を班役員という。 合同役員会を構成する。
4 (8)のうち1名を評議員長とする。

第15条 区に次の機関を置く。
総会・本部役員会・合同役員会・評議員会

第19条 本部役員会は本部役員をもって構成し月1度の定例会議を開催する。また、区長は必要に応じて臨時招集することができる。

2 本部役員会に付議すべき事項は、状況に合わせた事業計画、予算、その他に関する事。

3 前項の会議には必要に応じ、評議員、及び顧問も…

第21条 合同役員会は本部役員、評議員、会計監査委員、顧問で構成し随時必要がある時に区長が招集できる。

(1)総会で付議すべき事項の事前検討。

(2)その他区長が付議した事項。

- ・組長会議削除し、本部役員会とする

- ・役員会を削除し、合同役員会とする